

# 令和6年度 「中之島学園 いじめ防止基本方針」について

十島村立中之島小・中学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめのない安心で充実した学校生活を送ることができるようにすることを目的に基本方針を策定した。(全体計画参照)

## ① いじめの定義について

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

## ② いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童・生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

## ③ いじめ問題への学校の目標と努力点

- 「いじめは許されない行為である」ことを全ての児童・生徒に理解させ、誰に対しても思いやりのある行動がとれる心情を育成する。
- 様々な教育活動の中で夢や希望をもたせ、自己有用感や満足感、自己肯定感を得られる学校生活を構築する。

- ・ 職員全体が連携して共通実践を行うために、情報の共有化を図る。
- ・ いじめられている児童・生徒の悩みを受け止め、親身になって話を聞き、支える。
- ・ いじめを解決する方法を児童・生徒と一緒に考える。
- ・ 周囲の児童・生徒と一緒に、事実関係を把握する。
- ・ いじめた児童・生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。
- ・ 担任一人で抱え込まないで、他の職員へ協力を求める。
- ・ 事実関係や実態把握、行動の変容や経過等を校長・教頭に連絡する。
- ・ 関係の保護者・里親に連絡を取り、十分な理解と協力を求める。
- ・ 必要に応じ、関係機関と連携を図る。

### 《本校のいじめ防止等の対策のための組織》

名称：いじめ防止対策委員会

開催日：基本的に月1回最終木曜日の職員朝会後に生徒指導情報交換会を実施する。

また、月1回職員会議後にも実施する。

出席者：※ 極小規模校のため全員参加

※ 協議や対応する内容に応じて外部関係機関も参加

体制 ◇ 生徒指導体制（学校いじめ防止基本方針の評価・改善）  
◇ 教育相談体制（教育相談旬間、教育相談（随時））  
◇ 校内研修体制（生徒指導関係校内研修の計画）

村教委、民生委員、福祉事務所  
学校ネットパトロール、  
中之島駐在所、  
鹿児島西警察署、ほしのこ園  
少年団指導者 等

### 《連携する関係機関》

| 関係機関        | 連絡先      | 関係機関            | 連絡先      |
|-------------|----------|-----------------|----------|
| 十島村教育委員会    | 227-9771 | 県総合教育センター教育相談課  | 294-2200 |
| 中之島駐在所〔吉野氏〕 | 2-2107   | 中之島民生委員〔大野(正)氏〕 | 2-2156   |
| 鹿児島西警察署     | 232-7869 | コニセン出張所所長〔小原澤氏〕 | 2-2101   |

#### ④ いじめの未然防止に関する基本的な考え方と具体的な取組

いじめはどの学級でも、どの児童・生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

##### (1) いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、学期当初の「いじめ問題を考える週間」等で全児童・生徒にいじめに関する講話をを行う。
- イ 月1回最終木曜日の職員朝会後の生徒指導情報交換会や月一回職員会議後の生徒指導情報交換会で、情報の共有化を図る。(チェック体制の確認も含め)
- ウ 「いじめ問題を考える週間」の期間以外(人権週間等)にも、年間を通じて適宜児童・生徒がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。
- エ 危機管理の視点に立ち、日頃からいじめ問題解決に向けた職員の行動について指導の仕方を共通理解しておく。
- オ 学校の指導体制を確立し、家庭や地域との連携を強化する。

##### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 児童生徒会活動を通して、いじめの防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(人権標語やポスターの募集)
- イ 教育活動全体を通した道徳や人権教育から、いじめは人間として許されない行為であることの理解させ、人間尊重の精神をいきわたらせる。
- ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
- エ 心のつながりを深めるオアシス運動の推進や豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

##### (3) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 職員は、「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。(学級経営案に明記)
- イ 職員は、児童・生徒との心のふれあいに努め、児童・生徒の気持ちに寄り添う姿勢を大切にする。
- ウ 児童・生徒の些細な訴えにも耳を傾け、深く心を寄せて聴く。
- エ 分かる授業やできる授業づくりに努めるとともに一人一人が活躍できる場を設定する。
- オ 縦割り班による活動をとおして、学校内での人間関係を深められるようにする。

##### (4) 児童・生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 児童・生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感を高める。
- イ 全校児童・生徒の前で表彰や学校だより等を利用して、児童・生徒のがんばりを他の児童・生徒や保護者・里親、地域住民等に紹介し、自己有用感を高める。
- ウ 職員は、プラス志向の発言に努める。

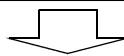
#### ⑤ いじめの早期発見に関する基本的な考え方と具体的な取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。そのために、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようとする。また、気になることは、日頃から教職員同士や保護者・里親、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようとする。

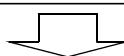
| 早期発見のための項目                           | 担当       | 具体的な取組                                   |
|--------------------------------------|----------|--|
| ○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有            | 生徒指導係    | 学校楽しいーといじめアンケート                          |
| ○ 「いじめ対策必携」の活用                       | 生徒指導係、担任 | 職員研修での活用、日常の活用                           |
| ○ 定期的な教育相談                           | 教育相談係    | 教育相談月間（6月、11月）<br>教育相談（必要に応じて随時）         |
| ○ 外部相談機関の保護者への周知（スクールカウンセラー、臨床心理相談員） | 生徒指導係    | 学校便りやリーフレットで周知（4月）<br>スクールカウンセラー来島時の面談推奨 |
| ○ 校内巡視の実施                            | 全職員      | 朝活動、準備・昼休み、放課後の校内巡視                      |
| ○ 学校の取組内容の発信及び情報の収集・共有               | 管理職、担任   | 学校便り、学校通信、学級PTA<br>生徒指導通信、ホームページ、ブログ     |

## ⑥ いじめへの早期対応に関するアクションプラン

|        |   |  |  |  |
|--------|---|--|--|--|
| 状況     | A 実態調査（アンケート）からいじめかどうか疑わしい場合  | B 不確定な情報（噂）やその他の情報が寄せられた場合   | C 児童・生徒や保護者・里親からの訴えが寄せられた場合  | D いじめらしき現場を職員が見つけた場合   |
| いつ     | 朝活動、準備・昼休み時間、放課後  |  |  | その場で   |
| 誰が     | 学級担任  |  |  | 発見した職員<br>学級担任   |
| 何をどうする | <p>『当事者が判定できる場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人を呼んで事実関係を確認する。</li> <li>○ 関係児童・生徒を呼んで事実関係を確認する。</li> <li>○ 被害者・加害者双方の人間関係を整理する。</li> </ul> <p>『当事者が判定できない場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級で全体で指導を行い、事実関係を確認し、状況や情報を把握する。</li> </ul> | <p>『情報の収集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○ 被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し、記録する。</li> </ul> | <p>『情報の収集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○ 被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し、記録する。</li> </ul> | <p>『いじめを止める』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毅然とした態度で接する。</li> <li>○ 『情報の収集』</li> <li>○ 当事者を指導できる場所へ引率して、指導を行う。</li> <li>○ 時間、場所、事実関係、被害者の名前、学年等について把握する。</li> <li>○ 被害者・加害者双方の状況、周囲の状況、人間関係を整理し、記録する。</li> </ul> |



|        |  |                    |                               |                         |
|--------|--|--------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 状況     | A 調査結果が事実であると判明した場合  | B うわさが事実であると判明した場合 | C 児童・生徒や保護者・里親からの訴えが事実と判明した場合 | D いじめの現場での事実確認、指導を終えた場合 |
| いつ     | 朝活動、準備・昼休み時間、放課後   |                    |                               | その場で                    |
| 誰が     | 発見した職員・学級担任・生徒指導係・教務主任・教頭・校長   |                    |                               |                         |
| 何をどうする | <p>『事実確認後の連絡』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級担任（発見した職員）→生徒指導係→教務主任→教頭→校長（関係職員による対策の検討）           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係児童・生徒の人間関係、過去の記録、悩み等について把握する。</li> <li>② 被害者の家庭訪問をし、保護者・里親に事情を説明し、家庭での様子などを聞く。</li> <li>③ 場合によっては、加害者の家庭も訪問し、保護者・里親に事情を説明する。<br/>指導にあたっての協力を求める。</li> <li>④ 加害者の児童・生徒を個別に呼んで指導する。</li> <li>⑤ 周囲の児童・生徒、あるいは、学級全体を指導する。</li> </ul> </li> </ul> |                    |                               |                         |



|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| 状況     | 校長が緊急の対策委員会を開く必要があると判断した場合   |  |  |
| 誰が     | 全職員（場合によっては第三者も召集）   |  |  |
| 何をどうする | <p>『いじめ防止対策委員会召集』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導情報交換会を開き、今後の対策を練る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学級担任より状況及び経過報告を聞く。</li> <li>② 関係職員の共通理解を図る。</li> <li>③ 校内における児童・生徒の指導内容及び方法について決定する。</li> <li>④ 双方の家庭への対応について検討する。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 重大事態に発展する恐れのある場合は、村教育委員会へ報告し、指導を受けて対応する。</p> |  |  |

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法より）

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童・生徒が自殺を企画した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神症の疾患を発生した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 児童・生徒や保護者・里親から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

### (2) 重大事態への緊急対応

#### ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合は、村教育委員会にただちに連絡する。

#### イ 全校体制による緊急対応

いじめ対策委員会にて策定した緊急対応策に準じてチームを組織し、村教育委員会と連携して全校体制で対応する

| 重大事態対応チーム                         |  | 担当      |
|-----------------------------------|--|---------|
| ○ 重大事態緊急対応委員会（外部窓口：教頭、校内窓口：生徒指導係） |  | 管理職、三主任 |
| ・ 事態の状況確認、情報収集、情報管理               |  | 生徒指導部   |
| ・ 児童・生徒の状況確認と支援、児童・生徒・保護者・里親の心のケア |  | 保健体育部   |
| ・ PTAや中之島駐在所等との県警等                |  | 安全指導部   |

#### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ いつ（いつ頃から）・どこで・誰が・何を、どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

これらを可能な限り網羅的に調査し、客観的な事実関係を把握することに努める。

#### ◇ いじめられた児童・生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・ インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等に配慮する。  
(県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。)
- ・ いじめられた児童・生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- ・ 情報を提供してくれた児童・生徒等の安全の確保に努める。

#### ◇ いじめられた児童・生徒からの聞き取りが不可能な場合（入院、意識不明、死亡等）

- ・ 保護者・里親の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査手法を協議し、着手する。

### (3) その他留意事項

ア 調査の実施と平行して、村教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。**【心のケア】**

イ いじめられた児童・生徒及びその保護者・里親に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。**【調査にあたっての説明等】**

ウ 調査で得られた結果は、分析・整理した上でいじめられた児童・生徒及びその保護者・里親に情報提供する旨を説明し、承諾を得ておく。**【調査対象の児童及びその保護者に対して】**

エ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するため、窓口を管理職(主として校長)とする。その際、村教育委員会と連携を密にとるようにする。  
**【報道取材等への対応】**

## 8 その他

- 中之島小・中学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童・生徒一人一人のいじめの防止の理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようとする。
- 学期末に定期的に点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、基本方針を更新していくようにする